

難病等障害者(児)日常生活用具給付のご案内 [令和7年度版]

名古屋市では、難病等障害者(児)の方の日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付する制度を実施しています。ただし、原則1割の利用者負担があります。

■対象となる方

難病等障害者(児)

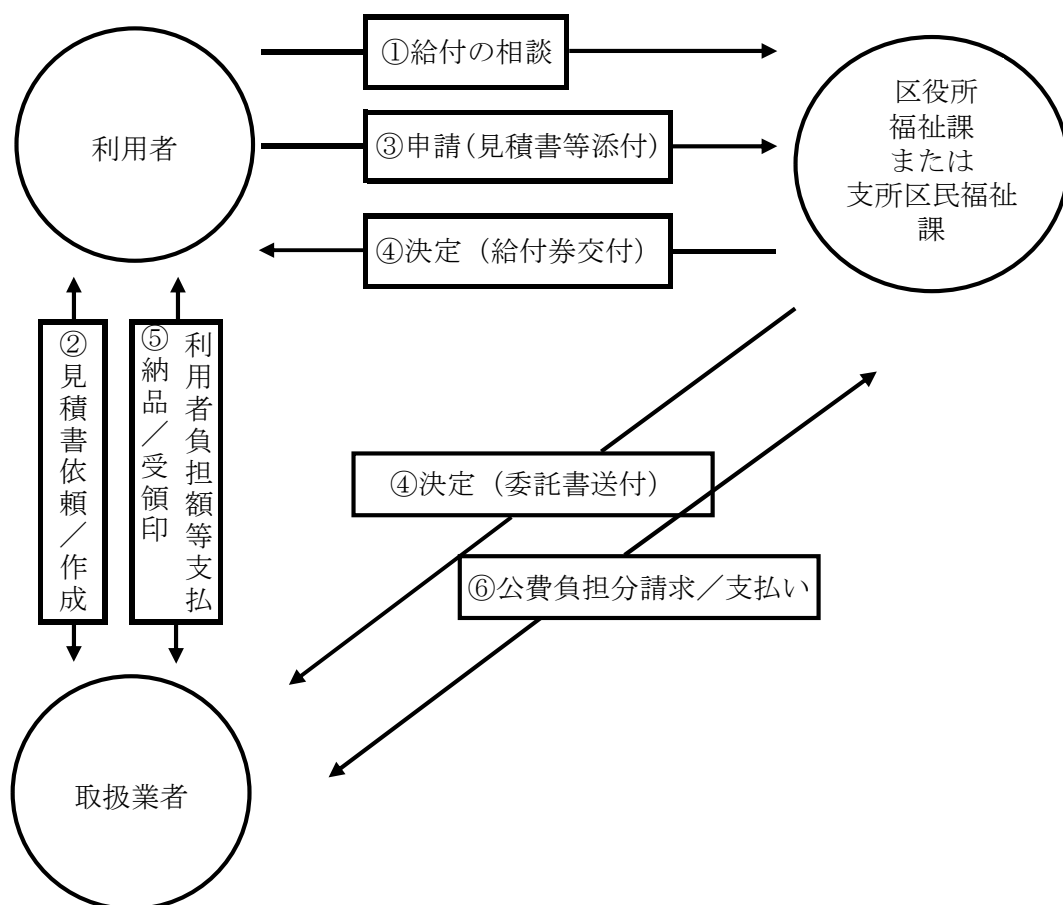
※ご利用希望者本人の市民税所得割の額が46万円未満の方（難病等障害児を除く）

■ご利用の相談・申請の窓口

お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課

■給付までの流れ

※購入前の相談、申請が必要です。



■利用者負担

販売価格の1割が基本となります。ただし、それぞれの種目には、給付限度額（それぞれの用具に対して補助できる限度額）があります。また、負担上限月額等の負担軽減があります。給付限度額を超えた額がある場合は、超えた額は全額自己負担となり、負担軽減の対象になりません。

給付限度額内の場合	販売価格の1割
給付限度額を超えた額がある場合	給付限度額の1割＋給付限度額を超えた額

※ ひと月に給付を受けた数に関わらず、ご利用希望者本人（ご利用希望者が18歳未満の方は保護者）の所得状況に応じた月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。

【負担上限月額額】

区 分	負担上限月額額
生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている方	0円
市民税非課税の方	0円
市民税課税の方	37,200円

■用具の種目・対象者等

給付種目 (給付限度額)	性能	対象者	耐用 年数
特殊マット☆ (22,400円)	褥瘡防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するためマットにビニール等を加工したもの	難病等の疾患により寝たきり状態にある在宅の方	5年
特殊尿器☆ (89,000円)	尿が自動的に吸引されるもので、難病等障害者又は介護者が容易に使用できるもの	難病等の疾患により自力で排尿できない在宅の方	5年
体位変換器☆ (16,200円)	介助者が難病等障害者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方	5年
移動用リフト☆ (225,300円)	介護者が難病等障害者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	4年
入浴補助用具☆ (99,900円)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病等障害者又は介助者が容易に使用できるもの	難病等の疾患により入浴にあたって介助を必要とする在宅の方	5年

給付種目 (給付限度額)	性能	対象者	耐用 年数
便器☆ (手すり有 15,180 円) (手すり無 5,670円)	難病等障害者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。据置式便器の場合、手すりを3本つけることができる）	難病等の疾患により常時介護を要する在宅の方	8 年
特殊便器 (便器一体型 243,000 円) (便座型 123,200円)	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもの（ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	難病等の疾患により上肢機能に障害のある在宅の方	8 年
T字状・ 棒状のつえ (5,300円)	手に持って歩行の助けをする細長い棒で、片側の使用のみで十分な場合に使用されるもの	難病等の疾患により下肢が不自由な方	3 年
移動・移乗 支援用具☆ (67,800円)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（住宅改修を伴うものを除く）	難病等の疾患により下肢が不自由な在宅の方	8 年
自動消火器 (33,000円)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（難病障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5 年
ネブライザー (38,500円)	難病等障害者が容易に使用できるもの	難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方	5 年
電気式 たん吸引器 (64,900円)	難病等障害者が容易に使用できるもの	難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方	5 年
暗所視支援眼鏡 (395,000 円)	装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出す機能を有するもので、難病等障害者が容易に使用できるもの	難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が認めた方	8 年

給付種目 (給付限度額)	性能	対象者	耐用 年数
パルス オキシメーター (157,500円)	動脈血中の酸素飽和度を測定 できるものであって、難病等 障害者又は介護者が容易に使用 できるもの	難病等の疾患により 人工呼吸器を装着し ている方	5 年
特殊寝台☆ (154,000円) ※ 7	腕、脚等の訓練のできる器具 を付帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を有す るもの	難病等の疾患により 寝たきりの状態にあ る在宅の方	8 年
訓練用ベッド (159,200円) ※ 7	腕または足の訓練ができる器 具を備えたもの	難病等の疾患により 下肢又は体幹機能に 障害のある在宅の方	8 年
住宅改修☆ (200,000円)	難病等障害者の移動を円滑にす る用具で設置に小規模な住宅 改修を伴うもの（ただし、名 古屋市障害者住宅改造補助金 交付要綱に基づき住宅改造補 助金の対象となる方を除く） ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の変 更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替	難病等の疾患により 下肢又は体幹機能に 障害のある在宅の方	—

備 考

※ 1 限度額は消費税込みの金額です。

※ 2 用具の価格が限度額より低い場合、限度額は用具の価格と読み替えてください。

※ 3 限度額を超える額については、自己負担となります。

※ 4 原則として耐用年数以内の再給付はできませんのでご注意ください。

※ 5 給付は 1 種目につき原則 1 個(付属品含む)となります。

ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具については、限度額内で複数個給付することができますが、同一の品目は申請できません。また、限度額を超えない範囲であれば、耐用年数内に追加申請も可能です。

※ 6 ☆のついている種目（ただし、便器はポータブル・据置式・補高便座・トイレリフトのみ）については、介護保険法の規定する第 1 号被保険者及び特定疾病に該当する第 2 号被保険者には給付することができません。

※ 7 特殊寝台、訓練用ベッドは、いずれか一方の用具を給付します。